



トピックス

社有車の運転前後に
アルコールチェックが
必要になります！

令和4年4月より順次施行！改正道路交通法施行規則

～ 白ナンバーのアルコール検査実施の義務化 ～

2021年11月10日、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布されました。令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行され、これにより一定台数以上の自動車を保有する使用者は**社有車の運転前後にアルコールチェックが義務化**されます。

◆一定台数以上の自動車を保有する事業所ごとに**安全運転管理者の選任が必要**！

※こちらは法改正ではなく従来から！



【安全運転管理者の選任】

一定台数以上の自動車を保有する使用者は、自動車の使用の事業所ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

乗車定員が11人以上
の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)
は1台を0.5台として計算

安全運転管理者を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届出が必要です！安全運転管理者の業務や制度に関する事項については、都道府県警察のホームページ等をご覧ください。

令和4年 4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます！

令和4年
4月1日施行

- ✓ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認** することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ **酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存** すること



令和4年
10月1日施行

- ✓ **運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器※を用いて行う** こと
- ※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ✓ **アルコール検知器を常時有効に保持** すること



人事・労務

衛生委員会の開催

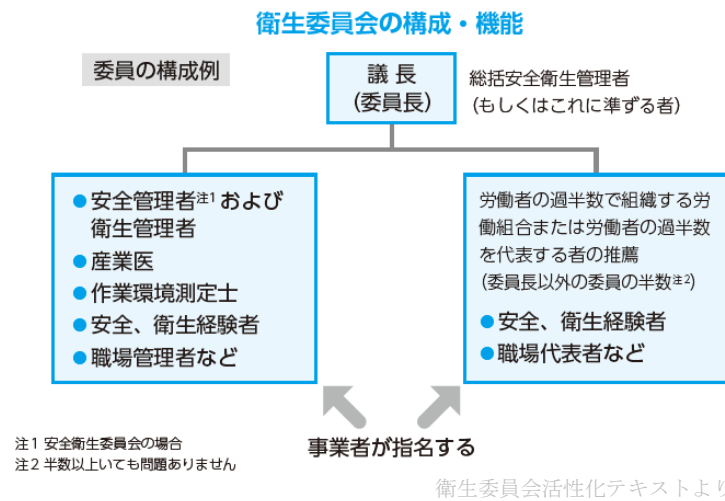


◆ 衛生委員会とは

労働安全衛生法では**常時50人以上の労働者**を使用する**事業場ごと**に衛生委員会の**設置が義務**付けられています。

この衛生委員会の設置は**業種を問わず**、全ての業種が対象です。

衛生委員会の委員の人数については、法律上特に人数の定めはなく、会社の規模や業務の実態に基づいて適宜決定するものとされ、主には**右図のようなメンバー**で構成されます。また、**毎月1回以上の開催が必要**や**議事録の作成・保存・労働者への周知**も必要です。



衛生委員会における議題のテーマに困るという話をよく耳にします。もちろん、重要なのはそれぞれの企業にあった議題ですが、衛生委員会の設置義務のある企業において1年の始まりに議題となるテーマを決めるのも一つかもしれません。ぜひ、以下も参考にしてみてくださいはいかがでしょうか？



◆ 衛生委員会 議題およびスケジュール例

1月	健康診断結果の見方、注意	7月	ストレスチェックの実施についてメンタルヘルスケア
2月	生活習慣予防、VDT 作業など	8月	長時間労働の防止と健康障害対策 睡眠、休養について
3月	花粉症対策	9月	ワークライフバランス
4月	安全衛生の基本ルールのおさらい 安全衛生教育(新入社員向け)	10月	労働衛生週間 労災・通勤災害防止
5月	喫煙対策	11月	インフルエンザや結核など感染症の予防
6月	食中毒、熱中症対策	12月	アルコール関連の健康問題

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

